

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

基礎年金番号・年金手帳について

基礎年金番号は年金手帳や基礎年金番号通知書に記載されています。年金手帳は大切に保管してください。

茶色の手帳

昭和35年10月～昭和49年10月に国民年金の被保険者資格の取得手続を行った人に発行されます。手帳の色はおおむね5年ごとに更新されており、茶色以外にも、水色、肌色などがあります。

オレンジ色の手帳

昭和49年11月から平成8年12月までに被保険者資格の取得手続を行った人に発行されます。

青色の手帳

平成9年1月以降に被保険者資格の取得手続を行った人に発行されます。

年金手帳を紛失した場合

年金手帳の再交付は、役場かお近くの年金事務所に申出ください。年金手帳は、年金事務所より後日郵送いたします。

また、既に年金を受給されている人は、年金証書が手もとにあれば、年金手帳は必要ありません。

年金手帳が複数冊ある場合

その年金手帳の中に表紙の色が青色のものがあるか確認をしてください。

青色の年金手帳がありましたら、そこに記載された記号番号が基礎年金番号となります。

さらに全ての年金手帳

の番号を確認してください。同じ番号であればどれか一冊を保管してください。番号が異なる場合には年金加入記録が複数に分散している可能性があります。

①全て青色の場合

基礎年金番号が二重に払い出されています。

②青色とそれ以外の場合

基礎年金番号で管理できない記録がある可能性があります。

③全て青色以外の場合

基礎年金番号通知書があるか確認してください。通知書に記載された番号が基礎年金番号となります。通知書が見つからない場合、青色の手帳を発行手続きしてください。

上記①～③に該当する人で、現在厚生年金保険に加入している場合には、会社の社会保険担当の人へ、それ以外の人はお近くの年金事務所へ直接それら全ての年金手帳を提出し、お手続きをしてください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-051165

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-2711611

年金相談の予約など…

☎0166-7215004

税務住民課戸籍・年金係

☎4-2511

内線116・117

☆4-251103

税のお知らせ

家屋の現況調査を実施

町では、固定資産税（家屋）の適正な課税を行うため、家屋の新増築や取壊しなどの現況調査を行っています。

調査員（町職員）が敷地内に立入り、家屋の現況確認をする場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。なお、調査吏員証を携帯しておりますので、不審に思われる場合には、提示を求めてください。

■調査期間
10月上旬～11月上旬

■お問い合わせ
税務住民課税務係

☎4-2511

内線113・114

☆4-251103